

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について(配置までのイメージ)

実務経験

障害のある方への直接支援・相談支援などの業務における実務経験
※実務経験にかかる業務内容等により年数が異なるため、指定担当部局にて確認してください。

研修(原則)

基礎研修

A・Bはそれぞれ受講が必要。受講の順番について前後は問わない。

A: 相談支援従事者初任者研修講義部分

B: サービス管理責任者等基礎研修

OJT
2年以上

実践研修

サービス管理責任者等実践研修

研修(例外措置)

基礎研修

A・Bはそれぞれ受講が必要。受講の順番について前後は問わない。**下記の①～③の要件を満たすことが必要**

A: 相談支援従事者初任者研修講義部分

B: サービス管理責任者等基礎研修

OJT
(個別支援計画作成の一連の業務)
6月以上

実践研修

サービス管理責任者等実践研修

要件

- ① サービス管理責任者等基礎研修受講開始時において既に配置に係る実務経験を満たしていること。
- ② A・Bの研修双方を修了し、修了証の交付日以降、「個別支援計画作成の一連の業務」に従事した期間が6月以上あること。
- ③ ②の業務へ従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

更新研修

※5年ごとに受講

サービス管理責任者等更新研修

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置
※配置に当たっては指定権者への届出が必要です。

(注) OJT期間は、サービス管理責任者等基礎研修(A)及び相談支援従事者初任者研修講義部分(B)の修了証の交付日が遅い方からカウントが可能です。
(注) 実践研修の受講に当たって、6月以上の対象者となる要件の詳細については、下記の「3 サービス管理責任者等実践研修の受講に必要な実務経験について(例外措置)」をご確認ください。